

学校環境衛生の基準

文部科学省による室内空气中化学物質のモニタリング調査の結果、教室内の存在が懸念される6物質（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン）が学校環境衛生の基準に盛り込まれています。各項目の基準値は次の表になります。

項目	基準値
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

備考

- 1 普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。
- 2 ホルムアルデヒド、トルエンについては毎学年1回定期的に検査を行う。キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンについては、必要と認める場合に検査を行う。
- 3 児童生徒等がいない教室等において、30分以上換気の後5時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあつては高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあつてはガスクロマトグラフ・質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合（基準値の1/2以下）には、以後教室等の変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。通常の授業が行われている環境条件の教室等で採取を行う場合は、省略の適用から外れる。